

那覇市地域生活支援拠点等整備事業について

那覇市障がい福祉課
相談グループ

そもそも地域生活支援拠点等とは？

- ▶ 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。
- ▶ 5つの機能(①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場の提供、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり)を柱とし、障がいのある方を地域全体で支えるサービス提供体制を整備していきます。



5つの機能とは・・・

(1)相談機能

相談支援専門員等が、緊急時に備えて連絡体制の整備を行うとともに、緊急事態が発生した際に必要なサービスのコーディネートを行う機能。

(2)緊急時の受入れ・対応機能

病気や事故等緊急的な理由により介護者が障がい者等を介護できない状況にある場合等に、支援が必要な障がい者等を一時的に受け入れる機能。

(3)体験の機会・場の機能

入所施設等からの退所、親元からの自立に向けて、一人暮らしの生活体験を行うことを支援する機能。

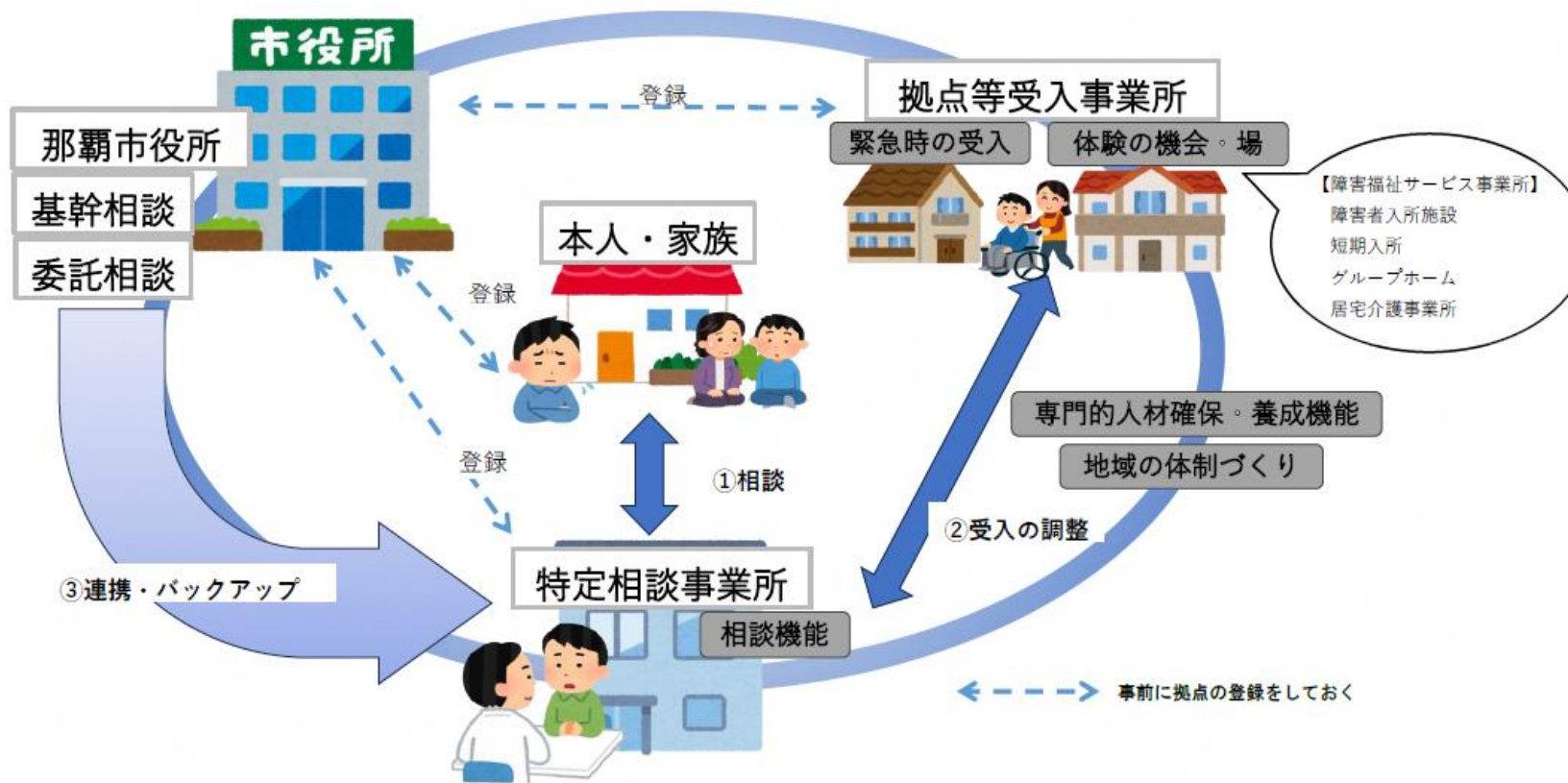
(4)専門的人材の確保・養成の機能

障がい者の高齢化・重度化や行動障がい等に対し、専門的な対応ができる体制の確保や人材の養成を行う機能。

(5)地域の体制づくりの機能

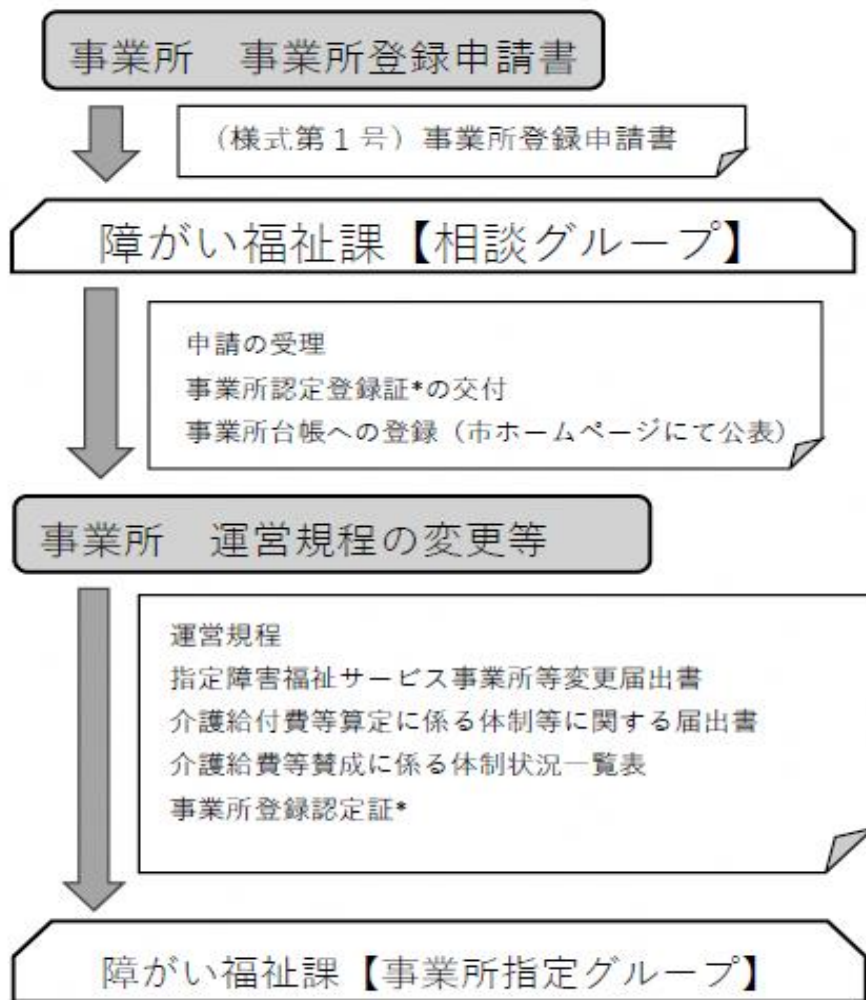
地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。

5つの機能のイメージ図



事業所登録について

地域生活支援拠点等に関する事業所登録の流れ
(基幹相談・委託相談・特定相談支援事業所・協力事業所向け)



～拠点の機能を担う事業所は、
事業所登録が必要です～



事業所台帳上の注意点

地域生活支援拠点等(以下「拠点等」という。)の機能を担う事業所については、運営規程に拠点等の機能を担う事業所として各種機能を実施することを規定し、当該事業所であることを市町村に届け出た上で、市町村が当該事業所を拠点等として認めることを要する。

(平成31年3月 厚生労働省障害保健福祉部 障害福祉課地域生活支援拠点等について

～地域生活支援体制の推進～【第2版】より抜粋)

→加算によっては、事業所台帳上で拠点等の届け出を要件とするものがあることに注意。

拠点等の加算について

(1) 相談機能の強化

《地域生活支援拠点等相談強化加算》 700単位/回

※対象サービス: 計画相談支援、障害児相談支援

障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者(要支援者)又はその家族等からの要請に基づき、速やかに指定短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び利用に関する調整を行った場合に、利用者1人につき1月に4回を限度として算定。

(2) 緊急時の受入れ・対応の機能の強化

《緊急短期入所受入加算》 ①加算Ⅰ 180単位/日（福祉型）

②加算Ⅱ 270単位/日（医療型）

※対象サービス:短期入所 → ※拠点等の届け出がなくても算定可能

- ・緊急利用者を受け入れたときに、当該緊急利用者のみ算定
- ・「緊急利用者」とは、介護を行う者が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができない、かつ、利用を開始した日の前々日、前日又は当日に当該事業所に対し利用の連絡があった場合の利用者のこと
- ・緊急利用した者に関する利用の理由、期間、緊急受入後の対応などの事項を記録すること
- ・緊急利用者が速やかに居宅における生活に復帰できるよう、相談支援事業所と密接な連携、相談をすること
- ・算定対象期間は原則7日間。ただし、やむを得ない事情により7日以内に適切な方策が立てられない場合は、その状況を記録した上で14日を限度に算定可能

(2) 緊急時の受入れ・対応の機能の強化

《定員超過特例加算》 50単位/日

※対象サービス:短期入所 → ※拠点等の届け出がなくても算定可能

- ・緊急利用者を受け入れたため、運営規程に定める利用定員を上回る利用者に指定短期入所等を行った場合に、利用者全員に算定可能
- ・「緊急利用者」の定義は《緊急短期入所受入加算》と同様
- ・定員超過特例加算は、10日を限度として算定
- ・定員超過特例加算を算定している間は、定員超過減算及び大規模減算の適用対象外

(3) 体験の機会・場の機能の強化

《体験利用加算》 ①加算Ⅰ 500単位/日(初日から5日目まで)

②加算Ⅱ 250単位/日(6日目から15日目まで)

※拠点等において提供された場合は+50単位/日あり

《体験宿泊加算》 ①加算Ⅰ 300単位/日(一人暮らしに向けた宿泊支援)

②加算Ⅱ 700単位/日

(Ⅰに加え、夜間及び深夜の時間帯を通じて見守り支援を行った場合)

※拠点等において提供された場合は+50単位/日あり

※対象サービス:地域移行支援

《体験宿泊支援加算》 120単位/日

※対象サービス:施設入所支援 → ※拠点等の届け出がなくても算定可能

(4) 専門的人材の確保・養成の機能の強化

《重度障害者支援加算》

イ 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者を配置した場合(体制加算)

7単位/日

ロ 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者が、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行った場合

180単位/日

※対象サービス:生活介護(障害者支援施設が行う生活介護は除く)

→ ※拠点等の届け出がなくても算定可能

- ・イは、利用者全員算定可能だが、強度行動障害を有する利用者がいない場合は加算なし
- ・ロは、イの加算に加え、強度行動障害を有する利用者本人のみ算定
- ・また、基礎研修終了者1人につき利用者5人まで算定が可能

(5)地域の体制づくりの機能の強化

《地域体制強化共同支援加算》 2,000単位/回

※対象サービス:計画相談支援、障害児相談支援

- ・支援が困難な計画相談支援対象障害者等に対して、指定特定相談支援事業所の相談支援専門員と福祉サービスを提供する事業者の職員等が、会議による情報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、協議会等に報告を行った場合に算定
- ・当該加算は、指定特性相談支援事業所のみが算定できるものであるが、指定特定相談支援事業所の支援等に係る業務負担のみを評価するものではなく、その他の支援関係者の業務負担も評価するものであるため、その他の支援関係者が支援等を行うにあたり要した費用については、指定特定相談支援事業所が負担することが望ましいことに留意
- ・協議会への報告が加算の要件のため、該当ケースがいる場合は、事前にご相談ください。

「地域生活支援拠点等整備事業」の詳細については、
令和6年2月頃に事業所説明会を予定しています。

日程が決まりましたら周知致しますのでぜひご参加お願い致します。